



口 ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類ごとの最大貯蔵予定数量、一日の最大使用予定数量及び三月間の最大使用予定数量

ハ 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要

ニ 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する獣医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

ホ 第七条第一項の規定により選任された放射線管理責任者の氏名及び放射性同位元素の取扱いに関する経歴

十二 管理者（法第五条第二項に規定する管理者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（開設者が獣医師であつて診療施設を管理しているときはその旨）

十三 診療の業務を行う獣医師の氏名

十四 診療の業務の種類

十五 開設者が法人である場合にあつては、定款

十六 その他都道府県知事が必要と認める事項

第二条 法第三条後段の規定により届け出なければならない事項は、診療施設の休止の場合にあつては休止期間及び休止の理由、診療施設の廃止の場合にあつては廃止の期日及び廃止の理由、届け出た事項の変更の場合にあつては変更に係る事項（前項第十一号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなった場合にあつてはその旨及び第十九条の二各号に掲げる措置の概要を含む。）とする。

（診療施設の構造設備の基準）

四 調剤を行う施設にあつては、次のとおりとすること。

イ 採光、照明及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。

ロ 冷暗貯蔵のための設備を設けること。

ハ 調剤に必要な器具を備えること。

五 手術を行う施設は、その内壁及び床が耐水性のもので覆われたものであることその他の清潔を保つことができる構造であること。

六 放射線に関する構造設備の基準は、第六条から第六条の十一までに定めるところによること。（管理者の遵守事項等）

第三条 法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

一 飼育動物を收容する設備（以下「收容設備」という。）には、收容可能な頭数を超えて飼育動物を收容しないこと。

二 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。

三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。

四 觀醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。

六 常に清潔を保つこと。

七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。

八 放射線に関する遵守すべき事項は、第七条から第二十条までに定めるところによること。

2 2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師の他の従業者は、この省令の規定を遵守するため必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。

3 3 診療施設の管理者は、法第七条第二項において準用する法第五条第二項の農林水産省令で定める管理者が遵守すべき事項は、第三条第一項第五号及び第八号に掲げる事項とする。

4 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。（往診診療者等への適用等）

第五条 法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。

第六条 法第七条第二項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。

一 覚醒剤取締法第二条第五項に規定する覚醒剤原料

二 麻薬及び向精神薬取締法第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬

三 エックス線装置

（エックス線診療室）

第六条 エックス線診療室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。

二 エックス線診療室である旨を示す標識を付すること。

（診療用高エネルギー放射線発生装置使用室）

第六条の二 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。

二 出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。

三 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の室内には、診療用高エネルギー放射線発生装置を操作する場所を設けないこと。

四 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室である旨を示す標識を付すること。

（診療用放射線照射装置使用室）

第六条の三 診療用放射線照射装置使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 主要構造部等（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部並びにその場所を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。）は、耐火構造（同条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料（同条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）を用いた構造とすること。

二 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。

三 出入口には、放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置を設けること。

四 診療用放射線照射装置使用室である旨を示す標識を付すること。

（診療用放射線照射器具使用室）

第六条の四 診療用放射線照射器具使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。

（放射性同位元素装備診療機器使用室）

第六条の五 放射性同位元素装備診療機器使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。  
 二 扉等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。  
 三 放射性同位元素装備診療機器使用室である旨を示す標識を付すること。  
 四 間仕切りを設けることその他の適切な放射線障害の防止に関する予防措置を講ずること。  
 (診療用放射性同位元素使用室)

#### 第六条の六 診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。  
 二 診療用放射性同位元素の調剤等を行う室(以下「放射性同位元素準備室」という。)、これを用いて診療を行う室及びこれにより診療を受けている飼育動物を収容する設備を有する室(以下「放射性同位元素使用室内収容室」という。)に区分すること。  
 三 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。  
 四 診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。  
 五 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。  
 六 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。  
 七 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。  
 八 各室には、洗浄設備を設けること。  
 九 前二号の洗浄設備は、第六条の十第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。  
 十 診療を行う室及び放射性同位元素使用室内収容室には、通気口を設けること。  
 十一 前号の通気口は、第六条の十第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。  
 十二 放射性同位元素準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第六条の十第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。  
 (陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室)
- 第六条の七 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。  
 二 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室(以下「陽電子準備室」という。)、これを用いて診療を行う室及びこれにより診療を受けている飼育動物を収容する設備を有する室(以下「陽電子使用室内収容室」という。)に区分すること。  
 三 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。  
 四 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識を付すること。  
 五 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。  
 六 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。  
 七 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。  
 八 各室には、洗浄設備を設けること。  
 九 前二号の洗浄設備は、第六条の十第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。  
 十 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の室内には、陽電子放射断層撮影装置を操作する場所を設けないこと。
- 十一 内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。内部の壁、床その他放射性同位元素によつて汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。  
 十二 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備を設けること。  
 十三 前二号の洗浄設備は、第六条の十第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。

- 十一 診療を行う室及び陽電子使用室内収容室には、通気口を設けること。  
 十二 前号の通気口は、第六条の十第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。  
 十三 陽電子準備室に気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の広がりを防止するフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は、第六条の十第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。
- (貯蔵施設)
- 第六条の八 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を貯蔵する施設(以下「貯蔵施設」という。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとすること。  
 二 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。  
 三 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。  
 四 貯蔵箱等は、耐火性の構造とすること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。  
 五 貯蔵室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百十二条第一項に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。  
 六 扉、ふた等外部に通ずる部分には、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。  
 七 貯蔵施設は、次に定めるところに適合する貯蔵容器を備えること。ただし、扉、ふた等を開放した場合において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようになしやへいされている貯蔵箱等に診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を貯蔵する場合は、この限りでない。  
 八 貯蔵時ににおいて一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようになしやへいすることができるものとすること。  
 九 口容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造とすること。  
 ハ 液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。  
 ニ 貯蔵容器である旨を示す標識を付し、かつ、貯蔵する診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量を表示すること。  
 ユ 受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための設備又は器具を設けること。
- (運搬容器)
- 第六条の九 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器(以下「運搬容器」という。)の構造の基準は、次のとおりとする。
- 一 運搬時において一メートルの距離における実効線量率が百マイクロシーベルト毎時以下になるようになしやへいすることができるものとすること。
- 二 容器の外における空気を汚染するおそれのある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる運搬容器は、気密な構造とすること。  
 三 液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる運搬容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。



とにより、診療施設の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下としなければならない。

3 前項の規定により承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなつたときは、農林水産大臣は当該承認を取り消すことができる。同号の農林水産大臣が定める期間第一項第六号の規定により保管廃棄する陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物については、同号の農林水産大臣が定める期間を経過した後は、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物ではないものとする。

#### (放射線治療収容室)

**第六条の十一** 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する施設（以下「放射線治療収容室」という。）の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造とすること。

二 人が常時立ち入る場所における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるようになしやへい物を設けること。

三 放射線治療収容室である旨を示す標識を付すること。

四 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

五 内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。

六 出入口の付近に放射性同位元素による汚染の検査に必要な放射線測定器、放射性同位元素による汚染の除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備を設けること。

七 前号の洗浄設備は、第六条の十第一項第二号の規定により設ける排水設備に連結すること。

八 通気口を設けること。

九 前号の通気口は、第六条の十第一項第三号の規定により設ける排気設備に連結すること。

2 前項第六号から第九号までの規定は、診療用放射線照射装置又は診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物のみを収容する放射線治療収容室については、適用しない。

#### (放射線管理責任者)

**第七条** 診療施設の管理者は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合には、放射線障害の防止について監督を行わせるため、放射線管理責任者を選任し、その者に当該診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を管理させなければならない。

2 放射線管理責任者は、放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者免状を有する者その他放射性同位元素の取扱いに必要な専門的知識及び能力を有する者をもって充てなければならない。  
(放射線障害の予防に関する規程)

**第七条の二** 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、診療の業務の開始前に、農林水産大臣が定める事項を記載した放射線障害の予防に関する規程を定め、これにより管理を行うものとする。ただし、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は放射性同位元素装備診療機器のみを備えた場合にあっては、放射性同位元素等の規制に関する法律第二十一条第一項の規定により作成された放射線障害の予防規程をもつて、当該放射線障害の予防に関する規程に代えることができる。

**第八条** 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならぬ。  
(エックス線装置の防護)

一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空气中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。  
イ 定格管電圧が五十キロボルト以下の治療用エックス線装置にあつては、エックス線装置の接触可能表面から五センチメートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下  
ロ 定格管電圧が五十キロボルトを超える治療用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において十ミリグレイ毎時以下かつエックス線装置の接触可能表面から五センチメートルの距離において三百ミリグレイ毎時以下  
ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下  
二 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、装置表面において、〇・〇五ミリグレイ毎時以下  
ホ イからニまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下  
ヘ コンデンサ式エックス線高電圧装置にあつては、充電状態であつて、照射時以外のとき、接觸可能表面から五センチメートルの距離において、二十マイクログレイ毎時以下  
ホ イからニまでに掲げるエックス線装置には、次に掲げる利用線すいの總ろ過となるような付加ろ過板をすること。  
二 エックス線装置には、次に掲げる利用線すいの總ろ過となるような付加ろ過板をすること。  
イ 定格管電圧が七十キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、アルミニウム当量一・五ミリメートル以上  
ロ 治療用エックス線装置及びイに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、アルミニウム当量一・五ミリメートル以上  
二 診療施設の管理者は、透視用エックス線装置について、前項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。  
一 透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することがができるタイマーを設けること。  
二 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げる場合には、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。  
イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。  
ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この条において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。  
三 利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようになると。  
四 透視時の最大受像面を三・〇センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようになると。  
五 利用線すい以外のエックス線を有効にしやへいするための適切な手段を講じること。  
3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。

利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げる場合にあつては受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとし、口内法撮影用エックス線装置にあつては照射筒の端におけるエックス線照射野の直径が六・〇センチメートル以下になるようにするものとする。

イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線に沿る支点間距離の口が二・七五焦点距離(焦点距離の三・一七五倍)を超えず、かくして

三 携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、直線における焦点距離の和がそれを焦点距離距離の三倍以上を起すべからず、これらの中間距離の総和が焦点受像器間距離の四ペントを超えないとき。  
二 移動型及び携帯型のエックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び被照射体から二メートル以上離れた位置において操作できる構造とするこ  
と。

は、公称管電圧七十キロボルトで〇・二五ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造を備えること。

診療施設の管理者は、治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く。）について、第一項に規定するもののほか、利用線下さいの放射角がその使用の目的を達するために必要な角度を超えないようにすること、（もろびと、過反応による事故を防ぐために）各三十五度以内（ノンコマ）

クが作動するる過板保持装置を設けなければならない。  
（診療用高エネルギー放射線発生装置の防護）

を講じなければならない。  
一 発生管の容器は、利用線すい以外の放射線量が利用線すいの放射線量の千分の一以下になる  
ようにしやへいすること。  
二 照射終了直後の不要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置を講ずること。

三 放射線発生時にその旨を自動的に表示する装置を設けること。  
四 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の出入口が開放されているときは、放射線の発生を遮断するインターロックを設けること。

**第八条の三** 診療施設の管理者は、診療用放射線照射装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 放射線源の収納容器は、照射口が閉鎖されているときにおいて、一メートルの距離における空気カーマ率が七十マイクログレイ毎時以下になるようにしやへいすること。  
二 放射線装置の方に必要なる場合においては、照射口に当該二次電子の過反を受けること。

三二 〔放射線障害の防止に必要な場合においては、照射口に通さるガラス窗等に遮蔽を設けることとし、照射用、診療用放射線照射装置使用室の室外から遠隔操作によつて開閉できる構造のものとすること。ただし、診療用放射線照射装置の操作による他の業務に従事する者を防護するための適當な装置を設けた場合にあつては、この限りでない。〕

(注意事項の掲示)  
**第九条** 診療施設の管理者は、エツクス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診

療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素裝備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線治療收容室（以下「放射線取扱施設」という。）の目につきやすい場所に、放 射線警告の表示に必要な注意事項を掲示しなければならない。

(使用場所等の制限)  
第十条 診療施設の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならぬ。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。



- 九 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止する旨の標識を付すること。
- 4 前項第四号から第六号までに掲げる排水設備又は排気設備について、第六条の十第一項第二号イ又は第三号イに規定する能力を有する排水設備又は排気設備を設けることが著しく困難な場合において、廃棄施設の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下とする能力を排水設備又は排気設備が有することにつき農林水産大臣の承認を受けた場合においては、同項第二号イ又は第三号イの規定は適用しない。この場合において、排水口若しくは排水監視設備のある場所において排水中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視し、又は排気口若しくは排気監視設備のある場所において排気中の放射性同位元素の数量及び濃度を監視することにより、廃棄施設の境界の外における実効線量を一年間につき一ミリシーベルト以下としなければならない。
- 5 前項の規定により承認を受けた排水設備又は排気設備がその能力を有すると認められなくなつたときは、農林水産大臣は当該承認を取り消すことができる。
- (飼育動物の収容制限)
- 第十一条の四** 診療施設の管理者は、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された飼育動物(現に治療を受けているものを除く)を放射性同位元素使用室内收容室又は陽電子使用室内收容室に収容しなければならない。
- 2 診療施設の管理者は、診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている飼育動物又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を放射線治療收容室に収容しなければならない。
- 3 診療施設の管理者は、前二項の規定にかかわらず、農林水産大臣が定める基準に適合する飼育動物を、放射性同位元素使用室内收容室、陽電子使用室内收容室又は放射線治療收容室から退出させることができる。
- 4 診療施設の管理者は、前項の規定により飼育動物を退出させる場合には、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
- 一 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を投与された飼育動物については、放射性同位元素の種類、ベクレル単位をもつて表した投与量及び投与日時
- 二 診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている飼育動物にあつては、放射性同位元素の種類、ベクレル単位をもつて表した適用量及び治療開始の日時
- 三 飼育動物の退出の日時
- 四 放射性同位元素による汚染が認められた場合にあつては、その汚染の除去の概要
- 5 診療施設の管理者は、放射線治療收容室に、第二項の飼育動物以外の飼育動物を収容してはならない。(管理区域)
- 第十二条** 診療施設の管理者は、診療施設内における管理区域に、管理区域である旨を示す標識を付さなければならない。
- 2 診療施設の管理者は、必要のある者以外の者が前項の管理区域内に立ち入らないような措置を講じなければならない。(敷地の境界等における防護)
- 第十三条** 診療施設の管理者は、放射線診療從事者等(エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素(以下「放射線診療装置等」とい

- う。)の取扱い、管理又はこれに付隨する業務に従事する者であつて管理区域に立ち入るもの)いう。(以下同じ。)の受ける実効線量が次に掲げる値を超えないようしなければならない。
- 一 平成十三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト
- 二 四月一日を始期とする一年間につき五十ミリシーベルト
- 三 女子(妊娠する可能性がないと診断された者、妊娠する意思がない旨を診療施設の管理者に書面で申し出た者及び妊娠中である者を除く。)については、前二号に規定するほか、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間につき五ミリシーベルト
- 四 妊娠中である女子については、第一号及び第二号に規定するほか、本人の申出等により診療施設の管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること(以下「内部被ばく」という。)について一ミリシーベルト
- 2 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等の受ける等価線量が次に掲げる値を超えないようになければならない。
- 一 眼の水晶体については、令和三年四月一日以後五年ごとに区分した各期間につき百ミリシーベルト及び四月一日を始期とする一年間につき五百ミリシーベルト
- 三 妊娠中である女子の腹部表面については、前項第四号に規定する期間につき一ミリシーベルト
- 2 診療施設の管理者は、放射線障害を防止するための緊急を要する作業を行うときは、当該作業を行う放射線診療従事者等(女子については、妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を診療施設の管理者に書面で申し出た者に限る。)については、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する限度を超えて作業に従事し、又は従事させることができる。ただし、当該作業に従事する間に受ける実効線量は百ミリシーベルトを、眼の水晶体の等価線量は三百ミリシーベルトを、皮膚の等価線量は一シーベルトを、それぞれ超えてはならない。(線量の測定等)
- 第十四条** 前条の実効線量及び等価線量は、外部放射線に被ばくすること(以下「外部被ばく」という。)による線量及び内部被ばくによる線量について次に定めるところにより測定し、又は計算した結果に基づき、農林水産大臣が定める方法によりその値を求めるものとする。
- 1 外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量(七十マイクロメートル線量当量が一センチメートル線量当量の十倍を超えるおそれがある場合にあつては、一センチメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量並びに中性子線については、一センチメートル線量当量)を放射線測定器を用いて測定することにより行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合は、計算によりこれらの値を求めることができ
- 2 外部被ばくによる線量は、胸部(女子(妊娠する可能性がないと診断された者及び妊娠する意思がない旨を診療施設の管理者に書面で申し出た者を除く。)において同じ。)にあつては腹部)について測定すること。ただし、体幹部(人体部位のうち、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部をいう。以下同じ。)を頭部及びけい部、胸部及び上腕部並びに腹部及び大たい部に三区分した場合において、被ばくする線量が最大になるおそれのある区部分が胸部及び上腕部(女子にあつては腹部及び大たい部)以外であるときは、当該区分についても測定し、また、被ばくする線量が最大になるおそれのある人体部位が体幹部以外の部位であるときは、当該部位についても測定するものとする。
- 3 第一号の規定にかかわらず、前号ただし書の規定により体幹部以外の部位について測定する場合は、七十マイクロメートル線量当量(中性子線については、一センチメートル線量当量)を測定すること。
- 4 前各号の規定のほか、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、眼の近傍その他の適切な部位について三ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。

外部被ばくによる線量の測定は、管理区域に立ち入つて行うこと。

六 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した場合にはその都度、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室その他の放射性同位元素を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る場合には三月を超えない期間ごとに一回（妊娠中である女子にあつては、本人の申出等により診療施設の管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間一月を超えない期間ごとに一回）、農林水産大臣が定めるところにより行うこと。

（放射線診療従事者等に係る線量の記録）

第十五条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に係る次の各号に掲げる線量を記録し、これを五年間保存しなければならない。

一 実効線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計。ただし、四月一日を始期とする一年間にについての実効線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む第十三条第一項第一号に定める五年間にについて、四月一日を始期とする一年間ごとに累積した値

二 人体の組織（眼の水晶体及び女子の腹部を除く。）別の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

三 眼の水晶体の等価線量について、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする各三月間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計。ただし、四月一日を始期とする一年間にについての眼の水晶体の等価線量が二十ミリシーベルトを超えた場合は、当該一年間以降は、当該一年間を含む第十三条第二項第一号に定める五年間にについて、四月一日を始期とする一年間ごとに累積した値

四 女子の腹部の等価線量について、毎月一日を始期とする各一月間ごとの合計、四月一日、七月一日、十月一日及び一月一日を始期とする一年間ごとの合計並びに四月一日を始期とする一年間ごとの合計

（放射線診療従事者等の遵守事項）

第十六条 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等に第一号から第三号までに掲げる事項のいずれか及び第四号から第八号までに掲げる事項を遵守せなければならぬ。

一 放射線発生装置及び診療用放射線照射装置を除く。を使用する場合にあつては、保定具又は医薬品により保定を行うことが困難であり、かつ、必要な防護措置を講じたときは、この限

適當な距離を設けること。

三 人体が放射線に被ばくする時間を短くすること。

四 保定は、保定具又は医薬品により行うこと。ただし、放射線診療装置等（診療用高エネルギー

一 放射線発生装置及び診療用放射線照射装置を除く。）を使用する場合にあつては、保定具又は医薬品により保定を行うことが困難であり、かつ、必要な防護措置を講じたときは、この限

りでない。

五 エックス線装置を使用しているときは、エックス線診療室の出入口にその旨を表示すること。

六 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影

七 診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影

診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を收容しているときは、放射線治療収容室の出入口にその旨を表示すること。

八 エックス線装置をエックス線診療室以外の場所において使用するときは、エックス線管の焦点から三メートル以内の場所に必要のある者以外の者が立ち入らないような措置を講ずること。

もに、人の立ち入らない方向に照射し、又はエックス線をしゃへいする措置を講ずること。

2

診療施設の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療収容室において放射線診療従事者等が呼吸する空気にも含まれる放射性同位元素の濃度が第十八条の二第二項に定める濃度限度を超えないようにすること。

二 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設又は放射線治療収容室内の人が触れるものの放射性同位元素の表面密度が第十八条の二第六項に定める表面密度限度を超えないようにすること。

三 放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食又は喫煙を禁止すること。

（放射線診療従事者等の教育訓練及び研修）

第十六条の二 診療施設の管理者は、放射線診療従事者等（放射性同位元素等の規制に関する法律第二十二条の規定により教育及び訓練を施された者を除く。）に対し、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後についでは一年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての教育及び訓練を施さなければならぬ。

一 放射線の人体に与える影響

二 放射線診療装置等の安全取扱い

三 放射線診療装置等による放射線障害の防止に関する法令

四 放射線障害の予防に関する規程

2 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えた診療施設の管理者は、放射線診療従事者等である獣医師（放射性同位元素等の規制に関する法律第三十六条の二第一項に規定する放射線取扱主任者定期講習を受けている者を除く。）に対し、初めて診療を行う前及び診療を行つた後についでは三年を超えない期間ごとに、次に掲げる事項についての研修を受けさせなければならない。

一 放射線の基本的な安全管理

二 放射性同位元素及び獣医療用放射性汚染物の取扱いの実務

三 診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の安全管理の実務

四 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定の実務

五 その他必要な事項

一 教育及び訓練の実施年月日又は研修の受講年月日

二 教育及び訓練を施された者又は研修を受けた者の氏名

三 教育及び訓練又は研修の内容

（獣医療用放射性汚染物の取扱者の遵守事項）

第十六条の三 診療施設の管理者は、獣医療用放射性汚染物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 診療施設の管理者は、帳簿を備え、第一項に規定する教育及び訓練並びに前項に規定する研修に関し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

一 教育及び訓練の実施年月日又は研修の受講年月日

二 教育及び訓練を施された者又は研修を受けた者の氏名

三 教育及び訓練又は研修の内容

（獣医療用放射性汚染物の取扱者の遵守事項）

第十六条の三 診療施設の管理者は、獣医療用放射性汚染物を取り扱う者に次に掲げる事項を遵守させなければならない。

一 診療用放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第十八条の二第六項に定める表面密度限度を超えてゐるものは、みだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療収容室から持ち出さないこと。

二 放射性同位元素によつて汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が第十八条の二第六項に定める表面密度限度の十分の一を超えてゐるものは、みだりに管理区域から持ち出さないこ

(エ) シクス線装置等の定期検査等)  
第十七条 診療施設の管理者は、エ

**第十七条** 診療施設の管理者は、エックス線装置については定期的に検査を行い、診療用高エネルギー放射線発生装置及び診療用放射線照射装置についてはその放射線量を六月を超えない期間ごとに定期的に検査し、二回目を二年以内に同一の機器について行なう。

**第十八条** 診療施設の管理者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、診療を開始する（放射線障害が発生するおそれのある場所の測定）

る前に一回及び診療を開始した後においては月を超えない期間ごとに一回（第号に掲げる測定にあつては六月を超えない期間ごとに一回、第二号に掲げる測定にあつては排水し、又は排気する都度（連続して排水し、又は排気する場合は、連続して）放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果に関する記録を五年間保存しなければならない。

位元素装備診療機器を固定して取り扱う場合であつて、取扱いの方法及びしやへい壁その他の他に、やへい物の位置が一定している場合におけるエックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、管理区域

二 排水設備の排水口、排気設備の排気口、排水監視設備のある場所及び排気監視設備のある場所における放射性同位元素による汚染の状況の測定

前項の規定による放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、次の各号に定めるとところにより行うものとする。

行うこと。ただし、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十倍を超えるおそれのある場所又は七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量の十倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ七十マイクロメートル線量当量率又は七十分

マイクロメートル線量当量について行うこと。  
二 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、これらを測定するため最も適した位置において、放射線測定器を用いて行うこと。ただし、放射線測定器を用いて測定する

ことが著しく困難である場合には、計算によつてこれらの値を算出することができる。  
三 前二号の測定は、次の表の上欄に掲げる項目に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる場所について行うこと。

項目	場所
放射線の量	イ エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素裝備診療室

療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室  
口 貯藏施設

木二ハ  
廃棄施設  
放射線治療收容室  
管理区域の境界

位元素による汚染状況の用室

ホニハ 口腔診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている飼育動物を収容する放射線治療収容室  
排水設備の排水口  
排気設備の排気口  
排水監視設備のある場所

(濃度限度等)  
ト  
管理区域の境界  
へ  
排気監視設備のある場所

第十九条の二 第六条の十第一項第二号イ及び第三号イに規定する濃度限度は、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中の放射性同位元素の三月間についての平均濃度が次に掲げる濃度とする。

一 放射性同位元素の種類（別表第二に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の種類に応じて、排液中又は排水中の濃度については第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度とする。

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中にそれぞれ二種類以上の放射性同位元素がある場合にあっては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素についての前号の濃度に対する割合の和が一となるようそれらの放射性同位元素の濃度とする。

三 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度（それぞれ当該排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中に含まれていなことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられる排液中若しくは排水中の濃度又は排気中若しくは空気中の濃度（それぞれ当該排液中若しくは排水中又は排気中若しくは空気中に含まれていなことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いもの

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられていないう場合は第三欄、排気中又は空気中の濃度については第四欄に掲げる濃度とする。

一 放射性同位元素の種類（別表第二に掲げるものをいう。次号及び第三号において同じ。）が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、別表第二の第一欄に掲げる放射性同位元素の濃度限度は一週間にについての平均濃度が次に掲げる濃度とする。

二 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、空気中に二種類以上の放射性同位元素がある場合にあっては、それらの放射性同位元素の濃度のそれぞれの放射性同位元素の濃度に対する割合の和が一となるようそれらの放射性同位元素の濃度とする。

三 放射性同位元素の種類が明らかでない場合にあっては、別表第二の第二欄に掲げる濃度（当該空气中に含まれていなことが明らかである放射性物質の種類に係るものと除く。）のうち、最も低いもの

四 放射性同位元素の種類が明らかで、かつ、当該放射性同位元素の種類が別表第二に掲げられていない場合にあっては、別表第三の第一欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる濃度

三 管理区域に係る外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度によつて規定する密度の十分の一

四 第一号及び第二号の規定にかかるわらず、外部放射線に被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性同位元素を吸入摂取するおそれがあるときは、実効線量の第一号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性同位元素の濃度の第二号に規定する濃度に対する割合の和が一となるような実効線量及び空気中の放射性同位元素の濃度

第十二条の線量限度は、実効線量が三月間につけ一百五十マイクロシーベルトとする。

5 第一項及び前項の規定については、同時に外部放射線に被ばくするおそれがあり、又は空気中の放射性同位元素を吸入摂取し若しくは水中の放射性同位元素を経口摂取するおそれがあるときは、それぞれの濃度限度又は線量限度に対する割合の和が一となるようなその空気中若しくは水中の濃度又は線量をもつて、その濃度限度又は線量限度とする。

6 第十六条第二項第二号並びに第十六条条の三第二号及び第三号の表面密度限度は、別表第四の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる密度とする。

(記帳)

第十九条 診療施設の管理者は、帳簿を備え、エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置及び診療用放射線照射器具の一週間当たりの延べ使用時間を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後三年間保存しなければならない。

2 診療施設の管理者は、帳簿を備え、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に關し、次に掲げる事項を記載し、これを一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

一 入手、使用又是廃棄の年月日

二 入手、使用又是廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に裝備する放射性同位元素の種類及びベクレル単位をもつて表した数量

三 入手、使用又是廃棄に係る診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具に裝備する放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

四 入手、使用又は廃棄に係る獸医療用放射性汚染物の種類及びベクレル単位をもつて表した数量

五 使用した者の氏名又は廃棄に從事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所

(廃止後の措置)

六 放射性同位元素による汚染を除去すること。

七 放射性同位元素によつて汚染された物を譲渡し、又は廃棄すること。

(事故の場合の措置)

八 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

九 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十一 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十二 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十三 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十四 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十五 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十六 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十七 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十八 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

十九 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

二十 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

二十一 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

二十二 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

二十三 放射性同位元素を備えなくなつたときは、三十日以内に次に掲げる措置を講じなければならぬ。

二十四 削除

(広告制限の特例)

第二十四条 法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第六条の獣医師名簿への登録年月日をもつて同法第三条の規定による免許を受けていること及び第一条第一項第四号の開設の年月日をもつて診療施設を開設していること。

二 農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること。

三 医薬品医療機器等法に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する再生医療等製品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを用いる検査、手術その他の治療を行うこと）。

四 医療機器を所有していること。

五 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条の三第二項第四号に規定する家畜体内受精卵の採取を行うこと。

六 犬又は猫の生殖を不能にする手術を行うこと。

七 狂犬病その他の動物の疾病的予防注射を行うこと。

八 医薬品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものによる寄生虫病の予防措置を行うこと。

九 飼育動物の健康診断を行うこと。

十 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四八年法律第二百五号）第三十九条の二に規定するマイクロチップの装着を行うこと。

十一 獣医師の役職及び略歴に關すること。

十二 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第五十三条第三項に規定する家畜防疫であること。

十三 家畜伝染病予防法第二条の三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された団体から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。

十四 獣医療に関する技術の向上及び獣医事に関する学術研究に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人の会員であること。

十五 獣医師法第十六条の二第一項に規定する農林水産大臣の指定する診療施設であること。

十六 愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第二条第二項に規定する愛玩動物看護師をいう。）の勤務する診療施設であること。

十七 農業保険法（昭和二十二年法律第二百八十五号）第十二条第一項に規定する組合等（以下「組合等」という。）若しくは同条第二項に規定する都道府県連合会から同法第二百二十八条第一項（同法第二百七十二条において準用する場合を含む。）の施設として診療を行ふことにつき委託を受けていること又は同法第十一条第一項に規定する組合員等の委託を受けて共済金の支払を受けることができる旨の契約を組合等と締結していること。

法第十七条第二項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。

一 前項第三号及び第四号並びに第六号から第十号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、次に掲げる制限

イ 提供される獸醫療の内容が他の獸医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。

ロ 提供される獸醫療の内容に関して誇大な広告を行つてはならないこと。

ハ 問い合わせ先、通常必要とされる診療内容並びに診療に係る主なリスク、副作用及び費用を併記しなければ広告してはならないこと。

二 前項第七号に掲げる事項（狂犬病予防注射に関する事項に限る。）を広告する場合にあっては、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第五条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。

三 前項第十号に掲げる事項を広告する場合にあつては、動物の愛護及び管理に関する法律第三十九条の五第一項に規定する登録に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。

四 農林水産大臣は、前項第二号の規定により指定した者が専門性に関する認定を行うについて不適当であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、飼育者が獣医療サービスの選択を適切に行うことができるよう、獣医師又は診療施設の業務について正確かつ適切な情報を提供するよう努めなければならない。

## 第五章 雜則

### 第二十五条 及び第二十六条 刪除

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第二十七条 法第八条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式による。

(弁明の機会の付与等の方法の特例)

第二十八条 法第六条又は法第七条第三項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第十八号)第三十条又は第十五条第一項の通知は、弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)又は聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

### 附 則

1 この省令は、獣医師法の一部を改正する法律(平成四年法律第四十五号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年九月一日)から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正法による改正前の獣医師法第二十二条の規定による届出を行つている診療施設については、平成五年二月二十八日までの間、第二条から第五条までの規定は、適用しない。

### 附 則 (平成四年一〇月二二日農林水産省令第五二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第二章の規定は、平成五年五月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 改正後の第二章の規定の施行の際現にエックス線装置を備えている診療施設についての改正後の第六条及び第十八条の規定の適用については、改正後の第六条中「その診療施設にエックス線装置を備えたときは、十日以内に」とあるのは「平成五年五月一日から十日以内に」と、改正後の第十八条第一項中「診療を開始する前に一回及び診療を開始した後」とあるのは「平成五年五月一日以後」とする。

附 則 (平成四年一一月一一日農林水産省令第五三号) 抄

1 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律(平成四年法律第四十七号)の施行の日(平成四年十一月十九日)から施行する。

附 則 (平成五年七月三〇日農林水産省令第三八号) 抄

1 この省令は、平成五年八月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月三〇日農林水産省令第六四号)

1 この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年二月二五日農林水産省令第一二号)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に生じた事由に係る改正前の獣医療法施行規則(次項において「旧規則」という。)第六条の規定による届出については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前にされた旧規則第六条の規定による届出(前項の規定によりなお従前の例によることとされた届出を含む。)は、改正後の獣医療法施行規則第一条第五号及び第七号に規定する事項に係る獣医療法第三条の規定による届出とみなす。

### 附 則 (平成一三年三月二六日農林水産省令第六五号)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令による改正後の獣医療法施行規則第七条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができます。

2 この省令の施行の際現に診療施設に備えられている診療用エックス線装置に対するこの省令による改正後の獣医療法施行規則第八条の規定の適用については、なお従前の例によることがあります。

### 附 則 (平成一四年三月二八日農林水産省令第二三号)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に診療施設に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改正後の獣医療法施行規則第八条の規定の適用については、なお従前の例によることがあります。

### 附 則 (平成二〇年一月七日農林水産省令第二号)

第一条 この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

### 附 則 (平成二〇年一月二八日農林水産省令第七三号) 抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

### 附 則 (平成二一年二月二〇日農林水産省令第七号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際、改正後の獣医療法施行規則(以下「新規則」という。)第一条第一項第七号に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後一月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 この省令の施行の際、新規則第一条第一項第八号に規定する診療用放射線照射装置を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後一月以内に、同号イからニまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 この省令の施行の際、新規則第一条第一項第九号に規定する診療用放射線照射器具を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後一月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

4 この省令の施行の際、新規則第一条第一項第十号に規定する放射性同位元素装備診療機器を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後一月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

5 この省令の施行の際、新規則第一条第一項第十一号に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を現に備えている診療施設の開設者は、この省令の施行後一月以内に、同号イからホまでに掲げる事項を診療施設の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

**附 則** (平成二十三年八月三〇日農林水産省令第五一號)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年六月二六日農林水産省令第三九號)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二六年一一月一八日農林水産省令第五八號) **抄**

(施行期日) この省令は、薬事法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

**附 則** (平成三十一年三月一三日農林水産省令第一〇號) **抄**

(施行期日) この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三十一年四月五日農林水産省令第三五號)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三十一年四月一日農林水産省令第一〇號)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三十一年四月一日農林水産省令第二八號)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年四月一日農林水產省令第三四四號)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第七号ホ、第八号ニ、第九号ニ並びに第十号ニ及びホ、第七条第二項、第七条の二、第十六条の二第一項及び第二項並びに別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年六月二十四日農林水產省令第四四四號) **抄**

(施行期日) この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年七月一日)から施行する。

**第一条** この省令は、(施行期日)

(経過措置) 第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢・粘膜病、牛白血病、牛丘疹性口炎、トリパノソーマ病、トリコモナス病、馬モルビリウ

イルス肺炎、トキソプラズマ病、山羊関節炎・脳脊髄炎、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチゾーン病、あひる肝炎、東ワイルス性出血病、バロア病又はノゼマ病に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後のそれぞれの省令に規定する牛ウイルス性下痢、牛伝染性リンパ腫、牛丘疹性口内炎、トリパノソーマ症、トリコモナス症、ヘンドラウイルス感染症、トキソプラズマ症、山羊関節炎・脳炎、豚テシオウイルス性脳脊髄炎、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチゾーン症、あひるウイルス性肝炎、バロア症又はノゼマ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

**附 則** (令和二年一一月二二日農林水產省令第八三號)

(施行期日) 第一条 この省令は、(施行期日)

(経過措置) 第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用

することができる。  
**附 則** (令和四年八月一日農林水產省令第四五號)

(施行期日) 1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置) 2 この省令の施行の際現に診療施設に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改

正後の獣医療法施行規則第八条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。  
**附 則** (令和四年八月一日農林水產省令第四五號)

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に診療施設に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改

**附 則** (令和五年一〇月一三日農林水產省令第五二號)  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**別表第一** (第一条関係)

放射線を放出する同位元素の種類

放射線を放出する同位元素の数量及び濃度

放射線を放出する同位元素の数量

(Bq)

濃度  
(Bq/g)

第三欄

第二欄

第一欄

核種

B  
e

H  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e

C  
e













放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。	放射平衡中の子孫核種を含む。





1 7 H f	1 4 G d	1 4 m P m	1 4 C e	1 4 B a	1 3 C s	1 2 X e	1 2 S n	1 2 m S n	1 0 A g	1 0 R u	9 5 T c	9 7 Z r	8 7 Y	9 0 S r	8 2 R b	6 8 G e	6 0 F e	4 4 T i	2 8 M g	親核種	その他同位元素	備考	第二欄及び第三欄に掲げる数量及び濃度について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は次表による。
1 7 2 L u	1 4 6 E u	1 4 8 P m (0. 046)	1 4 4 P r	1 4 0 L a	1 3 7 m B a	1 2 2 I	1 2 S b	1 2 m S n	1 0 A g (0. 089)	1 0 R h (0. 04)	9 5 T c	9 7 N b	8 7 m S r	9 0 Y	8 2 R b	6 8 G a	6 0 m C o	4 4 S c	2 8 A 1	子孫核種	アルファ線を放出しないもの		

3 H	3 H	3 H	核種	放射性第一欄	別表第二(第十八条の二関係)	放射性同位元素の種類	水	メタノン	元素状水素	化学形等
1 8 × 1 0 	1 × 1 0 	1 × 0 2 4	m ( 3 q c	m ( 3 q c	度 限 度 空 氣 中 濃 度	度 限 度 空 氣 中 濃 度	第二欄	第二欄	第二欄	第二欄
1 6 × 1 0			c ( 3 q c	c ( 3 q c	度 の 濃 度 排 水 中 又 限 度	度 の 濃 度 排 液 中 又 限 度	第三欄	第三欄	第三欄	第三欄
3 5 × 1 0	1 7 × 1 0	7 7 1 0 	m ( 3 q c	m ( 3 q c	空 氣 中 濃 度	空 氣 中 濃 度	第四欄	第四欄	第四欄	第四欄







4 3 K	4 2 K	4 0 K	3 8 K	r A	4 4 A	4 2 A	4 1 A	3 9 A	3 7 A	1 0 C	1 0 C	1 0 C	1 3 9 C					
すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	〔サブマージヨン〕	〔サブマージヨン〕	〔サブマージヨン〕	〔サブマージヨン〕	〔サブマージヨン〕	〔サブマージヨン〕	合物、Hgの有機化合物の塩化物及び大部分の六価のウラン化物の塩化物及び難溶性（四塩化ウラン等）、不溶性のウラ	合物の塩化物及び難溶性（四塩化ウラン等）、不溶性のウラ	合物の塩化物及び難溶性（四塩化ウラン等）、不溶性のウラ	合物の塩化物及び難溶性（四塩化ウラン等）、不溶性のウラ					
2 8 × 1 0 	1 1 0 	3 7 0 	1 1 0 	2 7 0 	5 1 0 	1 1 0 	5 1 0 	1 1 0 	5 1 0 	4 5 0 	5 1 0 	5 1 0 	1 3 × 1 0 					
0 3 × 1 0 	0 2 1 1 0 	1 1 1 1 0 	1 1 1 1 0 	1 0 1 1 0 	1 0 1 1 0 	1 0 1 1 0 	1 0 1 1 0 	1 0 1 1 0 	1 0 1 1 0 	2 1 1 1 0 	2 1 1 1 0 	2 1 1 1 0 	1 1 × 1 0 					
4 8 × 1 0 	4 9 1 1 0 	5 5 1 1 0 	2 1 0 0 	4 3 0 0 	1 2 0 0 	4 5 0 0 	1 2 0 0 	2 7 0 0 	7 × 0 0 	2 4 0 0 	2 5 0 0 	2 5 0 0 	3 3 × 1 0 					
i 5 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	i 5 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	i 5 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	i 4 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	i 4 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	i 4 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	i 4 T チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	c 9 S チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	c 8 S チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	c 7 S チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	c 6 S チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	c 4 S チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	c 4 S チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	a 9 C チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	a 7 C チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	a 5 C チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	a 1 C チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	4 5 K チタ ン酸 ストロ ンチウ ム	4 4 K チタ ン酸 ストロ ンチウ ム
すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物											
1 1 × 1 0 	1 1 1 0 	1 7 × 1 0 	2 1 × 1 0 	3 9 × 1 0 	1 1 × 1 0 	1 7 × 1 0 	1 6 × 1 0 	1 7 × 1 0 										
0 6 × 1 0 	0 6 × 1 0 	0 6 × 1 0 	0 6 × 1 0 	1 1 1 0 	1 1 1 0 	1 1 1 0 	1 1 1 0 	1 1 1 0 	1 1 1 0 	1 2 × 1 0 	1 5 × 1 0 	0 1 0 	0 4 × 1 0 	1 2 × 1 0 	1 1 × 1 0 	1 1 × 1 0 		
3 1 × 1 0 	3 1 1 0 	3 3 1 0 	6 1 0 	6 3 1 0 	6 2 1 0 	3 3 4 1 0 	4 2 1 0 	5 2 1 0 	5 8 1 0 	4 6 1 0 	3 1 0 	3 7 5 1 0 	7 5 5 1 0 	3 1 3 1 0 	3 8 3 6 × 1 0 	3 6 × 1 0 		

















r 2 S	r 1 S	r 1 S	r 0 S	r 0 S	b 9 R	b 0 R	b 8 R	b 8 R	b 8 R	b 7 R	b 8 R	b 7 R													
チタン酸ストロンチウム以外の化合物	チタン酸ストロンチウム	チタン酸ストロンチウム	チタン酸ストロンチウム	チタン酸ストロンチウム	すべての化合物																				
3 6 X 1 1 0	1 3 X 1 0	1 5 X 1 0	1 1 0	1 2 X 1 0	3 X 1 0 0	1 X 1 0	8 X 1 0	1 X 1 0	7 X 1 0	2 X 1 0	3 X 1 0	2 X 1 0	1 3 X 1 0	1 7 X 1 0											
1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 2 X 1 0	1 X 1 0																				
5 5 X 1 0	3 3 X 1 0	3 6 X 1 0	4 8 X 1 0	3 2 X 1 0	2 X 3 X 0	3 X 3 X 0	8 X 3 X 0	3 X 3 X 0	7 X 3 X 0	4 X 4 X 0	2 X 2 X 0	4 X 4 X 0	1 X 1 X 0	2 X 2 X 0	3 X 3 X 0	1 7 X 1 0									
8 4 Y	8 4 Y	r 9 2	r 9 2	r 9 1	r 9 1	r 9 0	r 9 0	r 8 9	r 8 9	S r															
酸化物及び水酸化物	酸化物及び水酸化物以外の化合物	チタン酸ストロンチウム																							
1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	2 6 X 1 0	1 X 1 0	2 4 X 1 0	2 7 X 1 0	4 3 X 1 0	4 7 X 1 0	3 4 X 1 0	2 1 X 1 0	1 6 X 1 0	1 9 X 1 0	3 4 X 1 0	4 2 X 1 0	2 4 X 1 0	2 3 X 1 0	3 X 1 0									
3 1 1	3 1 1	0 2 X 1 0	0 2 X 1 0	0 1 X 1 0																					
1 9 X 1 0	1 9 X 1 0	4 5 X 3 0	3 1 X 0 0	4 3 X 0 0	4 7 X 0 0	7 8 X 0 0	6 5 X 0 0	5 2 X 0 0	4 1 X 0 0	3 6 X 0 0	2 1 X 0 0	2 3 X 0 0	2 4 X 0 0	4 1 X 0 0	4 3 X 0 0	4 2 X 0 0	4 3 X 0 0	4 1 X 0 0	4 3 X 0 0	4 2 X 0 0	4 3 X 0 0	4 1 X 0 0	4 3 X 0 0	5 1 X 1 0	

Y 9 0 m	9 0 Y	9 0 Y	8 8 Y	8 8 Y	Y 8 7 m	Y 8 7 Y	8 7 Y	Y 8 6 m	Y 8 6 Y	8 6 Y	Y 8 5 m	Y 8 5 Y	8 5 Y	Y 8 4 m	Y 8 4 Y	8 4 m
酸化物及び水酸化物以外の化合物	酸化物及び水酸化物	酸化物及び水酸化物以外の化合物	酸化物及び水酸化物	酸化物及び水酸化物以外の化合物	酸化物及び水酸化物	酸化物及び水酸化物以外の化合物										
1 2 X 1 0 0 	2 X 1 0 0 	1 X 0 0 0 	2 X 1 0 0 	3 7 X 1 0 	3 6 X 1 0 	1 1 X 0 0 	1 1 X 0 0 	2 4 X 1 0 	2 4 X 1 0 	1 4 X 1 0 	1 4 X 1 0 	2 3 X 1 0 	2 3 X 1 0 	2 8 X 1 0 	2 8 X 1 0 	1 1 X 1 0 
0 5 X 1 1 0 	1 3 X 1 1 0 	1 7 X 1 1 0 	1 7 X 1 1 0 	0 4 X 1 1 0 	0 4 X 1 1 0 	0 2 X 1 1 0 	0 2 X 1 1 0 	1 2 X 1 1 0 	1 2 X 1 1 0 	1 9 X 1 1 0 	1 9 X 1 1 0 	0 2 X 1 1 0 	0 2 X 1 1 0 	0 4 X 1 1 0 	0 4 X 1 1 0 	1 2 X 1 0 
3 1 X 1 0 	5 8 X 1 0 	5 8 X 1 0 	5 3 X 0 0 	5 3 X 0 0 	4 8 X 0 0 	4 9 X 0 0 	4 3 X 0 0 	4 3 X 0 0 	3 4 X 1 0 	3 4 X 1 0 	4 2 X 1 0 	4 7 X 1 0 	3 1 X 1 0 	3 1 X 1 0 	3 2 X 1 0 	3 2 X 1 0 
T 9 c 6 m T	9 6 c 6 T	9 6 c 6 T	T 9 5 m	T 9 5 m	T 9 5 m	T 9 5 m	T 9 4 m	T 9 4 m	T 9 4 m	T 9 4 m	T 9 4 T	T 9 3 m	T 9 3 m	T 9 3 T	Y 9 1 m	Y 9 1 Y
酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩以外の化合物	酸化物、水酸化物、ハロゲン化物及び硝酸塩	酸化物及び水酸化物	酸化物及び水酸化物													
2 2 X 1 0 0 	2 2 X 1 0 0 	2 2 X 1 0 0 	2 2 X 1 0 0 	2 4 X 1 0 0 	1 1 X 0 0 0 	1 1 X 0 0 0 	1 3 X 1 0 0 	1 3 X 1 0 0 	1 9 X 1 0 0 	1 9 X 1 0 0 	1 1 X 1 0 0 	1 7 X 1 0 0 	1 8 X 1 0 0 	1 3 X 1 0 0 	1 2 X 1 0 	
1 7 X 1 0 0 	8 X 1 0 0 	8 X 1 0 0 	0 2 X 0 0 	0 2 X 0 0 	0 5 X 1 0 	0 5 X 1 0 	0 8 X 1 0 	0 8 X 1 0 	0 8 X 1 0 	0 4 X 1 0 	0 4 X 1 0 	1 4 X 1 0 	1 4 X 1 0 	1 2 X 1 0 	1 8 X 1 0 	
2 2 X 1 0 0 	4 2 X 1 0 0 	4 2 X 1 0 0 	4 1 X 0 0 	4 4 X 1 0 	3 1 X 0 0 	3 1 X 0 0 	3 3 X 1 0 	3 3 X 1 0 	3 4 X 1 0 	3 4 X 1 0 	3 7 X 1 0 	3 8 X 1 0 	3 3 X 1 0 	2 1 X 1 0 	5 1 X 1 0 	
2 2 X 1 0 0 	4 2 X 1 0 0 	4 2 X 1 0 0 	4 1 X 0 0 	4 4 X 1 0 	3 1 X 0 0 	3 1 X 0 0 	3 3 X 1 0 	3 3 X 1 0 	3 4 X 1 0 	3 4 X 1 0 	3 7 X 1 0 	3 8 X 1 0 	3 3 X 1 0 	2 1 X 1 0 	5 2 X 1 0 	



































3	2	2	2	3	9	3	5	3	4	2	3	2	2	1	1	1	8	1	9	5	5	
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
														1	1	1	1	1	1	1	1	
1	9	0	7	0	7	1	9	1	9	0	4	0	4	2	3	1	2	1	2	1	2	
1		×		×		1		1		×				2	3		2		2	7		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
														1	2	1	2	1	3	1	3	
1																			0	7	0	7

S m 2 すべての化合物	m 4 S 4 m 1 すべての化合物	1 S 4 m 4 m 0 すべての化合物	1 S 4 m 4 m 0 すべての化合物	P m 2 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 5 m 2 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 5 m 2 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 5 m 1 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 5 m 0 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 5 m 0 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 9 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 9 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 8 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 8 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 8 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 7 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	1 P 4 m 6 酸化物、水酸化物、炭化物及びフッ化物	
1 2 × 1 0 	1 4 × 1 0 	1 8 × 1 0 	1 4 × 1 0 	2 × 2 1 0 0 	2 × 2 1 0 0 	2 × 2 1 0 0 	2 × 2 1 0 0 	1 1 0 0 	1 1 0 0 	1 1 0 0 	2 3 × 2 1 0 0 	2 3 × 2 1 0 0 	2 3 × 2 1 0 0 	3 5 × 3 1 0 0 	3 5 × 3 1 0 0 	3 9 × 3 1 0 0 	
0 4 × 1 0 	1 1 × 1 0 	2 0 × 0 0 	0 8 × 0 0 	1 5 × 1 0 0 	1 5 × 1 0 0 	1 5 × 1 0 0 	1 5 × 1 0 0 	0 1 0 0 	0 1 0 0 	0 1 0 0 	0 3 × 0 0 0 	0 3 × 0 0 0 	0 3 × 0 0 0 	1 5 × 1 0 0 	1 5 × 1 0 0 	1 3 × 1 0 0 	
3 2 × 1 0 	3 4 × 1 0 	3 8 × 1 0 	3 4 × 1 0 	2 2 × 2 0 0 	2 2 × 2 0 0 	2 2 × 2 0 0 	2 2 × 2 0 0 	4 3 × 4 1 0 0 	4 3 × 4 1 0 0 	4 3 × 4 1 0 0 	9 × 9 1 0 0 	9 × 9 1 0 0 	9 × 9 1 0 0 	3 1 × 3 1 0 0 	3 1 × 3 1 0 0 	4 2 × 4 1 0 0 	
期的(一 が半 減理 1 も 1 減理 0 す べ て の 化 合 物	E u 5 の も 2 3 減理 0 す べ て の 化 合 物	S m 6 す べ て の 化 合 物	S m 5 す べ て の 化 合 物	S m 5 す べ て の 化 合 物	S m 5 す べ て の 化 合 物	S m 5 す べ て の 化 合 物	S m 5 す べ て の 化 合 物										
2 7 × 1 0 	4 6 × 1 0 	2 9 × 1 0 	3 9 × 1 0 	2 2 × 0 0 	2 2 × 0 0 	2 2 × 0 0 	2 2 × 0 0 	2 3 × 0 0 	2 7 × 1 0 	2 7 × 1 0 	2 3 × 1 0 	3 8 × 1 0 	3 8 × 1 0 	6 4 × 1 0 	6 3 × 1 0 	6 3 × 1 0 	
0 2 × 1 0 	1 7 × 1 0 	0 8 × 1 0 	1 7 × 1 0 	0 2 × 1 0 	0 2 × 1 0 	1 7 × 1 0 	0 1 × 1 0 	0 1 × 1 0 	0 3 × 1 0 	1 3 × 1 0 	0 1 × 1 0 	0 8 × 1 0 	0 8 × 1 0 	2 2 × 1 0 	2 2 × 1 0 	2 2 × 1 0 	
4 6 × 1 0 	1 7 × 1 0 	0 8 × 1 0 	1 7 × 1 0 	0 2 × 1 0 	0 2 × 1 0 	1 7 × 1 0 	0 1 × 1 0 	0 1 × 1 0 	1 0 × 1 0 	1 0 × 1 0 	1 0 × 1 0 	1 0 × 1 0 	1 0 × 1 0 	0 8 × 1 0 	0 8 × 1 0 	1 0 × 1 0 	





T m 3	1 6	T m 3	1 6	E r 2	1 7	E r 2	1 7	E r 1	1 6	H o 7	1 6	H o 6	1 6	H o 6	1 6	H o 4	1 6	H o 4	1 6	H o 2	1 6											
すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物																											
1 × 1 0 	3 1 0 	8 × 0 	2 2 1 0 	2 2 0 	7 × 0 	2 2 0 	3 × 0 	1 1 0 	9 × 0 	1 1 0 	2 × 0 	1 1 0 	7 × 0 	1 1 0 	7 × 0 	1 1 0 	2 × 0 	4 1 0 	3 × 0 	2 3 0 	1 1 0 	4 × 0 	1 1 0 	2 1 0 	5 × 0 	1 1 0 	6 × 0 	1 1 0 	5 × 0 			
1 2 × 1 0 	2 1 1 0 	3 3 0 	1 8 0 	0 2 0 	0 2 0 	2 0 0 	4 5 0 	1 4 0 	4 5 0 	1 4 0 	2 3 0 	1 1 0 	1 1 0 	1 1 0 	1 2 0 	1 1 0 	1 1 0 	1 1 0 	1 1 0 	2 3 0 												
3 3 × 1 0 	3 7 × 1 0 	7 4 0 	4 1 0 	4 1 0 	5 4 0 	4 1 0 	3 3 0 	2 1 0 	2 1 0 	1 1 0 	1 1 0 	1 1 0 	3 2 0 	3 7 0 	3 6 0 	3 6 0 	3 2 0 	6 1 0 	4 2 0 	2 1 0 	2 1 0 	1 1 0 	4 5 0 	3 6 0 	2 4 0 							
Y b 6 6	1 b 5	Y b 5	1 b 4	Y b 4	1 b 3	Y b 3	1 b 2	Y b 2	1 b 1	Y b 1	1 b 0	Y b 0	1 b 0	Y b 0	1 b 0	T m 5	1 m 3	T m 3	1 m 2	T m 1	1 m 0	T m 8	1 m 7	T m 6	1 m 6	T m 5	1 m 4	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物	すべての化合物
酸化物、 水酸化物及びフツ化物以外の化合物	酸化物、 水酸化物及びフツ化物	酸化物、 水酸化物及びフツ化物	酸化物、 水酸化物及びフツ化物	すべての化合物																												
2 2 × 1 0 	3 3 × 1 0 	3 1 × 1 0 	1 3 × 1 0 	1 3 × 1 0 	1 3 × 1 0 	1 3 × 1 0 	1 3 × 1 0 	1 3 × 1 0 	1 9 × 1 0 	1 9 × 1 0 	1 9 × 1 0 	1 9 × 1 0 	1 9 × 1 0 	1 7 × 1 0 	2 8 × 1 0 	2 1 × 1 0 	2 2 × 1 0 	3 4 × 1 0 	3 6 × 1 0 	2 2 × 1 0 	2 7 × 1 0 	2 7 × 1 0 	2 7 × 1 0 	7 × 1 0 								
1 9 0 	2 1 0 	2 1 0 	0 9 0 	0 9 0 	1 5 0 	1 5 0 	1 5 0 	1 5 0 	1 4 0 	1 4 0 	1 4 0 	1 4 0 	1 4 0 	1 3 0 	0 3 0 	1 5 0 	0 7 0 	1 6 0 	1 8 0 	0 1 0 	0 3 0 	0 2 0 	2 2 0 	2 2 0 								
1 1 0 	1 1 0 	1 1 0 																														
4 2 × 1 0 	2 2 × 1 0 	2 2 × 1 0 	3 3 × 1 0 	3 3 × 1 0 	2 1 × 1 0 	2 1 × 1 0 	3 8 × 1 0 	3 8 × 1 0 	3 9 × 1 0 	3 9 × 1 0 	3 9 × 1 0 	3 9 × 1 0 	3 9 × 1 0 	3 7 × 1 0 	4 7 × 1 0 	4 1 × 1 0 	5 9 × 1 0 	5 2 × 1 0 	5 3 × 1 0 	4 1 × 1 0 	4 7 × 1 0 	4 5 × 1 0 	2 7 × 1 0 									

3	2	2	2	2	2	1	1	1	4	7	4	5	3	8	3	9	3	8	3	7	2	1	2	1	2	1	2	2	2
	×	×	×	×	×				×		×			×															
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

























P b 9 9	P b 5 5	m P b 4	2 P b 0	2 m P b 0	2 P b 3	2 m P b 2	2 P b 2	2 P b 1	2 P b 0	2 P b 0	1 P b 9	1 P b 9	m P b 8	1 P b 7	1 P b 7	1 P b 6	1 P b 5	T 1 0	2 T 1 9	T 1 9	2 T 1 8	T 1 8	2 T 1 7	T 1 7	2 T 0 6	
す べ て の 化 合 物																										
1 × 1 0 0	7 × 1 0 0	2 5 0 0	1 1 0 0	5 1 0 0	1 1 0 0	1 2 0 0	3 1 0 0	1 2 0 0	2 8 0 0	1 4 0 0	1 2 0 0	1 5 0 0	3 1 0 0	1 7 0 0	1 7 0 0	1 7 0 0	4 1 0 0	4 1 0 0	2 × 1 0 0	3 × 1 0 0	3 × 1 0 0	4 × 1 0 0	4 × 1 0 0	2 × 1 0 0	3 × 1 0 0	3 × 1 0 0
1 1 0 0	1 1 0 0	0 3 0 0	1 2 0 0	0 4 0 0	0 7 0 0	1 1 0 0	0 6 0 0	0 2 0 0	1 2 0 0	0 9 0 0	1 2 0 0	2 1 0 0	1 3 0 0	1 3 0 0	1 3 0 0	2 1 0 0	2 1 0 0	2 1 × 1 0								
3 7 0 0	4 4 0 0	4 3 0 0	3 6 0 0	3 1 0 0	3 2 0 0	5 1 0 0	3 2 0 0	4 8 0 0	3 5 0 0	3 3 0 0	3 5 0 0	2 3 0 0	3 7 0 0	3 7 0 0	3 7 0 0	2 4 0 0	2 4 0 0	2 4 × 3 0								
B i 0 7	B i 0 6	B i 2 0	P b 4	P b 2	P b 2	P b 1	P b 1	P b 2	P b 2																	
硝酸 ビスマス	すべて の化 合 物																									
2 2 1 1 0	3 4 1 0	4 6 1 0	6 3 1 0	3 4 1 0	5 2 1 0	2 1 1 0	2 1 1 0	2 1 1 0																		
1 1 0	7 1 0	5 1 0	5 1 0	0 1 0	0 1 0	0 1 0	0 1 0	0 1 0	0 2 0	0 2 0	0 2 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	0 7 0	7 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	0 5 1 0	1 1 1 0	1 1 1 0	1 1 1 0	
4 2 1 1 0	5 7 1 0	4 2 1 0	4 1 0	4 3 0	4 4 0	4 5 0	4 4 0	4 6 0	3 2 0	3 3 0	3 2 0	3 3 0	3 2 0	3 3 0	3 3 0	3 4 0	3 5 0	5 4 1 0	6 6 1 0	6 5 1 0	3 3 1 0	7 1 1 0	1 1 1 0	1 1 1 0	1 1 1 0	





















		第一欄 放射性同位元素の区分		第二欄 空気中濃度限度		第三欄 排液中又は排水中濃度限度		第四欄 排気中又は空気中濃度限度	
		アルファ線放出の区分	物理的半減期の区分	アルファ線を放する放射性同位元素の区分	物理的半減期の区分	アルファ線を放する放射性同位元素の区分	物理的半減期の区分	アルファ線を放する放射性同位元素の区分	物理的半減期の区分
区分	表面密度限度	別表第四（第十八条の二関係）							
アルファ線を放出しない放射性同位元素	アルファ線を放出する放射性同位元素	出しない放射性同位元素	アルファ線を放るもの	物理的半減期が10分未満のもの	物理的半減期が10分以上、30日未満のもの	物理的半減期が30日以上、1日未満のもの	物理的半減期が1日以上、30日未満のもの	物理的半減期が10分以上、30日未満のもの	物理的半減期が10分未満のもの
40	4	密度(Bq/cm <sup>2</sup> )	1×10 <sup>-5</sup>	4×10 <sup>-6</sup>	6×10 <sup>-5</sup>	3×10 <sup>-2</sup>	2×10 <sup>-8</sup>	3×10 <sup>-6</sup>	(Bq/cm <sup>3</sup> )
40	4	密度(Bq/cm <sup>2</sup> )	7×10 <sup>-4</sup>	5×10 <sup>-3</sup>	1×10 <sup>-1</sup>	5×10 <sup>0</sup>	2×10 <sup>-4</sup>	5×10 <sup>-3</sup>	(Bq/cm <sup>3</sup> )
40	4	密度(Bq/cm <sup>2</sup> )	4×10 <sup>-8</sup>	2×10 <sup>-8</sup>	6×10 <sup>-7</sup>	1×10 <sup>-4</sup>	2×10 <sup>-10</sup>	8×10 <sup>-9</sup>	(Bq/cm <sup>3</sup> )

別記様式

署 實	年 月 日 登 記	獸医業法による執業登記
氏 名	姓 名	姓 名
右の者は、獣医業法（昭和四年法律第二百四十九号）第八条第一項の規定による登記を有することを証明する。	牛 年 四 月 日	
所屬 職 氏 名		

精神疾患の発生原因とその対策